労働者派遣事業の許可要件において、派遣元事業主は派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度を有するとともに、派遣労働者への派遣先の提供は、キャリア形成を念頭においた手続が規定されている必要があります。

具体的には、派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等が整備されていることが必要です。（以下は項目例であり、各事業所に応じた内容としてください。）

【モデル例】

|  |
| --- |
| 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル  １ 派遣労働者対応  １－１ 派遣労働者に対する相談  ○ 派遣労働者との相談はプライバシーに配慮する。  ○ 派遣労働者からは将来どのようなキャリアを歩みたいのかの希望を聴取する。  ○ 派遣労働者に対し、これまでの経歴を踏まえたキャリアパスの選択肢を示す。  ○ 派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢に係る派遣労働の多寡等の労働市場の動向についても情報提供する。  １－２ 派遣労働者への紹介  ○ 希望する条件に合致する派遣労働があったときは派遣労働者に提示する。  ○ その際、可能なかぎり派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。  ２ 派遣先対応  ２－１ 派遣先の開拓  ○ 派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。  ○ 開拓にあたっては、当社に所属する派遣労働者の特徴及び成果についてアピールする。  ２－２ 派遣受入希望の受付  ○ 派遣受入希望の受付にあたっては、その内容が真実であること、法令違反がないことについて予め確認を行う。  ２－３ 派遣受入条件の見直し  ○ 派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと  株式会社●●●●　　▲▲▲▲支店 |